

埼玉西部環境保全組合において制定すべき条例のうち鶴ヶ島市
条例を準用する条例

制定	平成11年	2月12日	条例第2号
改正	平成14年	2月14日	条例第1号
	平成17年	8月24日	条例第1号
	平成21年	3月25日	条例第4号
	平成23年	2月16日	条例第2号
	平成25年	7月 1日	条例第3号
	平成26年	8月21日	条例第1号

埼玉西部環境保全組合において制定すべき条例のうち鶴ヶ島市条例を準用する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、埼玉西部環境保全組合において制定すべき条例のうち、鶴ヶ島市条例を準用することについて必要な事項を定めるものとする。

（準用する条例）

第2条 埼玉西部環境保全組合において制定すべき条例のうち、次の表の左欄に掲げる条例は、当該右欄に掲げる鶴ヶ島市条例を準用するものとする。

埼玉西部環境保全組合において制定すべき条例	準用する鶴ヶ島市条例
埼玉西部環境保全組合職員の服務の宣誓に関する条例	鶴ヶ島市職員の服務の宣誓に関する条例 （昭和27年条例第17号）
埼玉西部環境保全組合職員の給与に関する条例	職員の給与に関する条例 （昭和41年条例第21号）
埼玉西部環境保全組合職員の定年等に関する条例	鶴ヶ島市職員の定年等に関する条例 （昭和59年条例第6号）
埼玉西部環境保全組合職員の育児休業等に関する条例	職員の育児休業等に関する条例 （平成4年条例第5号）
埼玉西部環境保全組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例	鶴ヶ島市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例 （平成8年条例第12号）
埼玉西部環境保全組合職員の再任用に関する条例	職員の再任用に関する条例 （平成13年条例第12号）
埼玉西部環境保全組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例	鶴ヶ島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 （平成17年条例第4号）
埼玉西部環境保全組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例	鶴ヶ島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 （平成23年条例第4号）

第1編 総規（埼玉西部環境保全組合において制定すべき条例のうち鶴ヶ島市条例を準用する条例）

埼玉西部環境保全組合職員の給与に関する条例等の臨時特例に関する条例	職員の給与に関する条例等の臨時特例に関する条例 (平成25年条例第21号)
-----------------------------------	--

(読み替え規定)

第3条 前条の規定により準用する場合にあつては、鶴ヶ島市条例中「鶴ヶ島市」とあるのは「埼玉西部環境保全組合」と、「市長」とあるのは「管理者」と、「市」とあるのは「組合」とそれぞれ読み替えるものとする。

附 則

- 1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。
(埼玉西部環境保全組合職員の給与に関する条例等の廃止)
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
 - (1) 埼玉西部環境保全組合職員の給与に関する条例
(昭和47年条例第11号)
 - (2) 埼玉西部環境保全組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例
(平成7年条例第6号)
(職務の級の切り替え)
- 3 平成11年4月1日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第1に掲げられているものの切替日における職務の級は、旧級に対応する同表の職務の級欄に定める職務の級とする。
この場合において、同欄に2以上の職務の級が掲げられているときは、管理者の定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。
- 4 職員の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、次の各号の定めるところによる。
 - (1) 新号給は、切替日の前日において職員が受けていた号給（以下「旧号給」という。）に対応する附則別表第2の新号給欄に定める号給とする。
 - (2) 職員のうち、旧号給に対応する号給が附則別表第2の新号給欄に定めのないものの切替日における給料月額は、管理者が定める。
- 5 前項の規定により新号給を定められる職員に対する切替日以後における最初の職員の給与に関する条例第4条第6項又は第8項ただし書の規定の適用については、旧号給を受けていた期間（管理者の定める職員にあつては、管理者の定める期間）

以下この項において同じ。）を新号給等を受ける期間に通算する。

6 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

7 附則第2項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の埼玉西部環境保全組合職員の給与に関する条例及びこれらに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（地域手当の経過措置の特例）

8 地方自治法第252条の17の規定による派遣職員を除き、準用する職員の給与に関する条例（昭和41年条例第21号）附則第5項の表中

平成20年4月1日から平成22年3月31日

平成22年4月1日から平成23年3月31日

とあるのは

平成20年4月1日から平成21年3月31日

平成21年4月1日から平成22年3月31日

の字句とする。

第1編 総規（埼玉西部環境保全組合において制定すべき条例のうち鶴ヶ島市条例を準用する条例）

附則別表第1 職務の級の切替表（附則第2項関係）

旧 級	職 務 の 級
1 級	1 級
2 級	2 級
3 級	3 級
	4 級
4 級	4 級
	5 級
5 級	6 級
6 級	7 級
7 級	8 級

附則別表第2 号給の級の切替表（附則第3項関係）

ア 切替日の前日における職務の級が1級である職員

旧 号 給	新 号 給
2	1
3	1
4	1
5	1
6	1
7	1
8	3
9	4
10	5
11	6
12	7
13	8
14	9
15	10
16	11
17	12
18	13
19	14
20	15
21	16
22	17
23	18
24	19
25	20
26	21

第1編 総規（埼玉西部環境保全組合において制定すべき条例の
うち鶴ヶ島市条例を準用する条例）

イ 切替日の前日における職務の級が2級である職員

旧 号 給	新 号 給
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27

第1編 総規（埼玉西部環境保全組合において制定すべき条例のうち鶴ヶ島市条例を準用する条例）

28	28
29	29
30	30

第1編 総規（埼玉西部環境保全組合において制定すべき条例のうち鶴ヶ島市条例を準用する条例）

ウ 切替日の前日における職務の級が3級である職員

旧 号 給	新 号 給	
	3 級	4 級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	2	1
5	3	1
6	4	2
7	4	2
8	5	3
9	6	4
10	6	4
11	7	5
12	8	6
13	9	7
14	10	8
15	11	9
16	12	10
17	13	11
18	14	12
19	15	13
20	16	13
21	17	14
22	18	14
23	19	15
24	20	15
25	21	16
26	22	16
27	23	17

第1編 総規（埼玉西部環境保全組合において制定すべき条例のうち鶴ヶ島市条例を準用する条例）

28	24	17
29	25	18
30	26	19
31	27	19
32	28	20

第1編 総規（埼玉西部環境保全組合において制定すべき条例のうち鶴ヶ島市条例を準用する条例）

エ 切替日の前日における職務の級が4級である職員

旧 号 給	新 号 給	
	4 級	5 級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	2	1
5	3	1
6	4	2
7	5	3
8	6	4
9	7	5
10	8	6
11	9	6
12	10	7
13	11	8
14	13	9
15	14	10
16	15	11
17	17	12
18	20	13
19	23	14
20	26	15
21	28	16
22	30	17
23		18
24		19
25		20
26		21
27		22

第1編 総規（埼玉西部環境保全組合において制定すべき条例のうち鶴ヶ島市条例を準用する条例）

28		23
29		24
30		25
31		26

第1編 総規（埼玉西部環境保全組合において制定すべき条例の
うち鶴ヶ島市条例を準用する条例）

オ 切替日の前日における職務の級が5級である職員

旧 号 給	新 号 給
1	1
2	1
3	1
4	2
5	3
6	4
7	5
8	6
9	7
10	8
11	9
12	10
13	11
14	12
15	13
16	13
17	14
18	15
19	15
20	16
21	17
22	18
23	19
24	20
25	21
26	22
27	23

第1編 総規（埼玉西部環境保全組合において制定すべき条例のうち鶴ヶ島市条例を準用する条例）

28	24
29	25
30	26
31	27
32	28

第1編 総規（埼玉西部環境保全組合において制定すべき条例の
うち鶴ヶ島市条例を準用する条例）

カ 切替日の前日における職務の級が6級である職員

旧 号 給	新 号 給
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	2
7	3
8	4
9	5
10	6
11	6
12	7
13	8
14	9
15	10
16	11
17	12
18	13
19	14
20	15
21	16
22	17
23	18
24	19
25	20
26	21
27	22

第1編 総規（埼玉西部環境保全組合において制定すべき条例のうち鶴ヶ島市条例を準用する条例）

28	23
29	24
30	25
31	26
32	27

第1編 総規（埼玉西部環境保全組合において制定すべき条例の
うち鶴ヶ島市条例を準用する条例）

キ 切替日の前日における職務の級が7級である職員

旧 号 給	新 号 給
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23

附 則（平成14年条例第1号）

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 埼玉西部環境保全組合職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第2号）

(2) 埼玉西部環境保全組合職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第10号)

附 則（平成17年条例第1号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年条例第2号）

（施行期日）

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

（埼玉西部環境保全組合職員のサービスの宣誓に関する条例の廃止）

2 埼玉西部環境保全組合職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和47年条例第6号）は、廃止する。

附 則（平成25年条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年条例第1号）

この条例は、平成26年9月1日から施行する。

